

TAKAMATSU SHINYO KINKO

2026 DISCLOSURE



2026年 ディスクロージャー誌

資料編

街に笑顔を!!



高松信用金庫

CONTENTS

1～2 / 貸借対照表

3～6 / 貸借対照表の注記

7～8 / 損益計算書、剰余金処分計算書

9～10 / 主要な業務の状況を示す指標、役員数・職員の状況、子会社等、報酬体系について

11～12 / 預金・預り資産の状況、有価証券の状況

13～14 / 貸出金等の状況

15～16 / 不良債権の開示について

17～31 / 自己資本の充実の状況等

INDEX

■信用金庫法施行規則第132条等に基づく開示項目

1. 金庫の概況および組織に関する事項

事業の組織	12
理事および監事の氏名および役職名	12
事業所の名称および所在地	29

2. 金庫の主要な事業内容

業務のご案内	24
商品・サービス業務のご案内	25～26

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	7～8
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
経常収益、経常利益および当期純利益	9
会員数・出資総額・出資総口数・出資に対する配当金・出資1口あたりの配当金	11
純資産額および総資産額	9
預金積金残高	11
貸出金残高	13
有価証券残高	11
単体自己資本比率	17
役員数	10
職員数	10

(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指標	
業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	9～10
資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	9
資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	9～10
受取利息および支払利息の増減	9
総資産経常利益率	10
総資産当期純利益率	10

②預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金およびその他の預金の平均残高	11
固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高	11

③貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	13
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	14
担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証および信用の区分)の貸出金残高および債務保証見返額	13
用途別(設備資金および運転資金の区分)の貸出金残高	14
業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	14
預貸率の期末値および期中平均値	10

④有価証券に関する指標

有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券およびその他の証券の区分)の残存期間別の残高	12
有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国証券およびその他の証券の区分)の平均残高	11
預証率の期末値および期中平均値	10

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1)リスク管理の体制	16～18
(2)法令等遵守の体制	19～22
(3)地域活性化のための取組み状況	15
(4)金融ADR制度への対応	22

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表・損益計算書および剰余金処分計算書	1～8
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額および(i)から(iv)までに掲げるものの合計額	
(i)破産更生債権およびこれらに準ずる債権	15～16
(ii)危険債権	15～16
(iii)三月以上延滞債権(貸出金のみ)	15～16

(iv)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	15～16
(v)正常債権	15～16
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	17～31
(4)次に掲げるものに関する取得価額、契約価額、時価および評価損益	
有価証券	12
金銭の信託	12
施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	12
(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	14
(6)貸出金償却の額	14
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	8

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

■信用金庫法および金融再生法に基づく開示債権

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況	15～16
--	-------

■単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

(1)自己資本の構成に関する開示事項	18
(2)自己資本の充実度に関する事項	19
(3)信用リスクに関する事項	
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)	
イ.信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高	20
ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	21
ハ.業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等	21
ニ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳	22～23
ホ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとならびにリスク・ウェイト区分ごとの内訳	24～27
ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	28
(4)信用リスク削減手法に関する事項	29
(5)証券化エクスポージャーに関する事項	30
イ.保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	30
ロ.保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等	30
(6)出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	30
イ.貸借対照表計上額および時価等	30
ロ.出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額	30
ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	30
ニ.貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額	30
(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	31
(8)オペレーショナル・リスクに関する事項	31
(9)銀行勘定における金利リスクに関する事項	31

■その他

「経営者保証に関するガイドライン」に沿った運用について	23
「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	23
総代会制度について	9～10
反社会的勢力に対する基本方針	20
当金庫の金融商品に係る勧誘方針	22
個人情報保護宣言(プライバシーポリシー) <抜粋>	20
お客様保護について	20
金融犯罪への対応について	17～18
預金・預り資産の状況	11
有価証券の状況	11～12
貸出金等の状況	13～14
子会社等	10
店舗外CD・ATM一覧表	30

注) 諸計数につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示していますので、合計額と一致しない場合があります。

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目		令和7年3月31日 残 高	令和8年3月31日 残 高
(資 産 の 部)			
現金や小切手等で保有しています。	● 現金	3,663	3,605
信金中金等に預けたお金です。	● 預け金	142,855	153,865
	買入金銭債権	1,740	1,824
	金銭の信託	—	—
	有価証券	183,707	174,955
	国債	21,911	18,035
	地方債	13,095	18,451
	社債	73,630	70,459
	株式	6,198	6,754
	その他の証券	68,871	61,253
企業や個人のお客様にご融資した お金です。	● 貸出金	236,668	230,235
	割引手形	510	449
	手形貸付	8,865	8,774
	証書貸付	213,861	208,231
	当座貸越	13,431	12,780
	その他資産	3,973	4,142
内国為替取引で、他の金融機関から 受け取る金額について一時立替払い を行っている金額です。	● 未決済為替貸	95	81
	信金中金出資金	2,954	2,954
	前払費用	22	55
	未収収益	678	862
	その他の資産	222	188
店舗の土地・建物、車両や機器等、 金庫が保有している動産や不動産の 金額です。	● 有形固定資産	4,837	4,711
	建物	1,664	1,589
	土地	2,537	2,537
	リース資産	—	—
	建設仮勘定	—	—
	その他の有形固定資産	634	584
ソフトウェアや電話加入権などの長期 に亘って保有する無形の資産です。	● 無形固定資産	99	100
	ソフトウェア	77	77
	その他の無形固定資産	22	22
	前払年金費用	70	62
	繰延税金資産	2,608	2,609
取引先の保証債務に対する求償権の額です。	● 債務保証見返	2,671	2,298
貸出金等に対する将来の貸倒損失見込額 をあらかじめ引き当てたものです。	● 貸倒引当金	△ 3,754	△ 3,767
	(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,147)	(△ 3,218)
	資産の部合計	579,142	574,644

(単位:百万円)

	科 目	令和7年3月31日 残 高	令和8年3月31日 残 高
	(負 債 の 部)		
お客様からお預かりしているご預金・ 積金の総額です。	● 預金積金	509,162	514,732
	当座預金	6,284	5,675
	普通預金	230,935	231,445
	貯蓄預金	1,217	1,149
	通知預金	243	284
	定期預金	251,420	257,049
	定期積金	11,120	11,027
	その他の預金	7,941	8,101
	借入金	33,498	32,519
	債券貸借取引受入担保金	9,510	—
	● その他負債	1,373	1,752
内国為替取引で、他の金融機関へ支払う 金額を一時預かっている金額です。	未決済為替借	153	150
ご預金の既経過利息などです。	未払費用	481	805
定期積金の未払利息相当額です。	給付補填備金	4	6
期末での未納法人税等の見積額です。	未払法人税等	19	64
貸出金の利息等で翌期以降に属する ものを計上しているものです。	前受収益	20	24
法定脱退した会員の持分を期末の財産 確定まで預かっている金額です。	払戻未済金	47	28
	払戻未済持分	10	8
	職員預り金	320	323
	金融派生商品	—	—
	リース債務	—	—
有形固定資産を将来除去したときに かかる費用を、現在価値に置き換えて、 それを減価償却しているものです。	資産除去債務	81	82
	その他の負債	234	257
	賞与引当金	110	112
職員の退職給付に備えるため、退職 給付会計に基づき必要額を計上して いるものです。	● 退職給付引当金	1,044	1,060
	役員退職慰労引当金	139	115
税効果会計の適用により、将来支払が 見込まれる税金の額を計上している ものです。	● 預金払戻損失引当金	—	—
	繰延税金負債	—	—
土地再評価法に従って土地を再評価 した際の旧簿価との差額のうち、税金 に相当する部分です。	● 再評価に係る繰延税金負債	282	289
代理貸付委託機関等に対する保証債務 の額を計上しているものです。	● 債務保証	2,671	2,298
	負債の部合計	557,793	552,881
	(純 資 産 の 部)		
	出資金	1,862	1,834
	普通出資金	1,862	1,834
	利益剰余金	24,453	24,879
	利益準備金	1,910	1,862
	その他利益剰余金	22,543	23,017
	特別積立金	21,980	22,520
	当期末処分剰余金	563	497
会員の自由脱退により、その持分を金庫が 譲り受けた金額を計上しているものです。	● 処分未済持分	△ 0	△ 0
会員の皆様の出資金や、毎期の利益 を蓄積してきた特別積立金等、一般の 「株主資本」にあたるものです。	● 会員勘定合計	26,315	26,713
その他有価証券の評価差額から税効 果相当額を控除したものです。	● その他有価証券評価差額金	△ 5,438	△ 5,414
土地再評価法に従って土地を再評価 した際の旧簿価との差額のうち、税金 相当額を除いたものです。	● 土地再評価差額金	471	464
	評価・換算差額等合計	△ 4,966	△ 4,949
	純資産の部合計	21,349	21,763
	負債および純資産の部合計	579,142	574,644

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 23年～47年
その他 3年～20年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として3年～5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権および要注意先債権(要管理先債権除く)に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。要管理先債権に相当する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積った上で、当該キャッシュ・フローの金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。破綻懸念先に相当する債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における平均値に基づき損失率に将来見込み等必要な修正を加えた損失率を債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額に計上しております。

また、破綻懸念先および貸出条件緩和と債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署および融資部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っており、当該部署から独立した監査部が査定結果および引当を監査しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,176百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746 百万円
差引額	△ 31,890 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

0.3848%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円および別途積立金95,415百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金72百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務およびその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,767百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額5百万円
- 子会社等の株式の総額0百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額7,488百万円
- 信用金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私法(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	2,376百万円
危険債権額	11,223百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和と債権額	184百万円
合計額	13,784百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和と債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は449百万円であります。

18. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	7,000百万円
有価証券	29,152百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	32,514百万円

上記のほか、日本銀行金融ネットワークシステムの担保として日本銀行へ有価証券を278百万円、当座借越契約の担保および為替決済保証金として信金中金へ預け金(信金中金定期預金)を20,000百万円差し入れております。

19. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,205百万円

20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は402百万円であります。

21. 出資1口当たりの純資産額5,933円55銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業に関する管理規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣が参加する融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクは、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部、総合企画部を通じ、理事会およびALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」(市場価格のない株式等および組合出資金を除く。)、「貸出金」、「預金積金」、「預け金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したりリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和8年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、8,847百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

貸借対照表の注記

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表		
	計上額	時価	差額
①預け金	153,865	148,086	△ 5,778
②有価証券	174,790	172,903	△ 1,886
満期保有目的の債券	22,261	20,374	△ 1,886
その他有価証券(*1)	152,529	152,529	—
③貸出金(*2)	230,235		
貸倒引当金(*3)	△3,218		
貸出金計	227,017	224,429	△ 2,587
金融資産計	555,673	545,420	△ 10,253
①預金積金	514,732	514,728	△ 3
②借入金	32,519	32,275	△ 243
金融負債計	547,251	547,004	△ 247

(*1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格または公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、24.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、残存期間が短期間のものや変動金利によるもの等は貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
子会社等株式(*1)	0
非上場株式(*1)(*2)	40
信金中央金庫出資金(*1)	2,954
投資事業組合出資金(*3)	123
合計	3,119

(*1) 子会社等株式、非上場株式(時価のあるものは除く。)および信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年以内	5年超
預け金(*1)	65,065	51,800	16,000	21,000
有価証券	12,270	66,539	37,353	30,613
満期保有目的の債券	367	2,934	13,772	5,186
その他有価証券のうち満期があるもの	11,903	63,604	23,580	25,427
貸出金(*2)	32,651	82,941	56,591	43,023
合計	109,986	201,280	109,945	94,637

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定金額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年以内	5年超
預金積金(*)	432,897	81,821	7	5
借入金	7,650	22,078	1,674	1,116
合計	440,547	103,899	1,681	1,121

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券

	(単位:百万円)		
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(時価が貸借対照表計上額を超えるもの)			
国債	303	304	0
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
外国証券	—	—	—
小計	303	304	0

(時価が貸借対照表計上額を超えないもの)

国債	5,254	4,758	△495
地方債	12,083	11,113	△970
社債	4,418	4,009	△409
外国証券	200	188	△11
小計	21,957	20,070	△1,886
合計	22,261	20,374	△1,886

(2) その他有価証券

	(単位:百万円)		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	6,620	3,859	2,760
債券	4,389	4,309	79
国債	—	—	—
地方債	328	316	11
社債	600	600	0
外国証券	3,460	3,393	67
その他	14,332	13,144	1,188
小計	25,341	21,314	4,027

(貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)

株式	93	98	△5
債券	113,877	124,187	△10,309
国債	12,476	16,412	△3,935
地方債	6,039	6,731	△691
社債	65,440	69,530	△4,090
外国証券	29,920	31,512	△1,592
その他	13,216	14,494	△1,278
小計	127,187	138,781	△11,593
合計	152,529	160,095	△7,565

(注)上記の評価差額から繰延税金資産2,151百万円を差し引いた額△5,414百万円が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	(単位:百万円)		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
株式	3,273	2,039	—
債券	11,233	—	△2,292
国債	2,793	—	△1,056
地方債	122	—	△54
社債	5,162	—	△637
外国証券	3,155	—	△544
その他	7,490	76	△780
合計	21,997	2,116	△3,073

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等および組合出資金を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末日における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合、または期末日における時価が取得価額に比べ30%以上50%未満下落した場合で、①過去1年間に一度も時価下落率が30%未満にならなかった場合(なお、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。)②発行会社が債務超過の状態にある場合、あるいは2期連続で当期損失を計上しており、翌期も当期損失計上が予想される場合であります。

27. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は93,591百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが25,477百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,007百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	301
減価償却費損金算入限度額超過額	87
固定資産減損	236
賞与引当金	32
有価証券減損	2
その他有価証券評価差額金	2,151
その他	305
繰延税金資産小計	4,123
評価性引当額	△1,493
繰延税金資産合計	2,629
繰延税金負債	
建物(資産除去費用)	2
その他	17
繰延税金負債合計	20
繰延税金資産の純額	2,609

(単位:千円)

損益計算書

		第76期 令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで 金 額	第77期 令和 7年4月 1日から 令和 8年3月31日まで 金 額
経常収益の中心は、貸出金利息です。	経常収益	7,337,299	9,966,445
資金を貸出金や有価証券等で運用した結果得られた利息収益です。	資金運用収益	6,169,825	6,949,027
	貸出金利息	3,252,327	3,540,407
	預け金利息	632,288	909,790
	有価証券利息配当金	2,216,794	2,416,652
	その他の受入利息	68,415	82,177
振込等のサービスにより得られた手数料等の収益です。	役務取引等収益	771,590	787,853
	受入為替手数料	197,732	198,805
	その他の役務収益	573,858	589,047
主に保有している国債等の債券を売却するなどして得た収入等です。	その他業務収益	45,176	94,170
	国債等債券売却益	—	67,073
	国債等債券償還益	—	432
	金融派生商品収益	—	—
	その他の業務収益	45,176	26,665
その他種々の取引収入等です。	その他経常収益	350,707	2,135,393
	貸倒引当金戻入益	—	—
	償却債権取立益	33,846	81,079
	株式等売却益	313,445	2,049,400
	金銭の信託運用益	3,376	4,836
	その他の経常収益	38	77
経常費用の中心は、預金利息と経費から成り立っています。	経常費用	6,721,568	9,357,156
お預かりしているご預金に対する利息です。	資金調達費用	575,480	987,674
定期積金の当期に負担した利息に相当するものです。	預金利息	478,370	889,382
	給付補填備金繰入額	3,479	7,308
	借入金利息	63,130	60,147
	債券貸借取引支払利息	28,832	29,019
	その他の支払利息	1,668	1,815
為替の取次ぎ手数料や信用保証料等の支払いとして支出したものです。	役務取引等費用	524,033	541,014
	支払為替手数料	58,616	58,773
	その他の役務費用	465,416	482,241
保有する債券について発生した損失等が含まれます。	その他業務費用	976,217	2,988,188
	国債等債券売却損	974,519	2,984,508
	国債等債券償還損	—	2,392
	金融派生商品費用	456	239
	その他の業務費用	1,241	1,048
給料等の必要な営業上の経費です。	経費	4,404,902	4,429,657
	人件費	2,825,819	2,853,726
	物件費	1,435,691	1,430,036
	税金	143,391	145,895
	その他経常費用	240,934	410,620
	貸倒引当金繰入額	106,928	192,209
	貸出金償却	70,561	31,003
貸出金や保有する株式について発生した損失等が含まれます。	株式等売却損	—	88,844
	株式等償却	—	331
	その他の経常費用	63,443	98,232

損益計算書

(単位:千円)

	科 目	第76期 令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで 金 額	第77期 令和 7年4月 1日から 令和 8年3月31日まで 金 額
金庫本来の損益です。	経常利益	615,731	609,289
	特別利益	—	—
	固定資産処分益	—	—
	特別損失	123,975	1,088
	固定資産処分損	29,407	739
	減損損失	94,568	349
税金を控除する前の損益です。	税引前当期純利益	491,755	608,200
当期の所得に対して負担する税金です。	法人税、住民税および事業税	37,988	157,597
法人税、住民税および事業税を 税効果会計により調整するものです。	法人税等調整額	△ 23,805	△ 12,681
	法人税等合計	14,182	144,916
税引き後の最終損益です。	当期純利益	477,572	463,284
	繰越金(当期首残高)	32,638	33,743
	土地再評価差額金取崩額	53,135	—
	当期末処分剰余金	563,347	497,027

注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社等との取引による費用総額33,017千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額125円02銭
4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
香川県1ヶ所	遊休資産	土地	349

資産のグルーピングについては、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、衛星店舗等は母店と一つのグルーピング)、遊休資産・賃貸資産については、各々1つの単位としております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。継続的な地価の下落等により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 349千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価に基づいて奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第76期 令和 6年4月 1日から 令和 7年3月31日まで 金 額	第77期 令和 7年4月 1日から 令和 8年3月31日まで 金 額
当期末処分剰余金	563,347,207	497,027,743
積立金取崩額	47,644,000	28,290,000
利益準備金限度超過取崩額	47,644,000	28,290,000
合計	610,991,207	525,317,743
剰余金処分額	577,247,893	486,682,177
普通出資に対する配当金	(年2%) 37,247,893	(年2%) 36,682,177
特別積立金	540,000,000	450,000,000
繰越金(当期末残高)	33,743,314	38,635,566

会計監査人の監査について

令和8年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記およびその附属明細書ならびに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和8年5月26日付の監査報告書を受領しております。
本ディスクロージャー誌掲載の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表については監査法人の監査を受けておりません。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和8年6月22日
高松信用金庫
理事長 大橋 和夫

主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標の推移

(損益:千円、残高:百万円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利益	経常収益	6,529,954	6,620,012	7,373,348	7,337,299	9,966,445
	経常費用	5,235,371	4,957,858	6,333,421	6,721,568	9,357,156
	経常利益	1,294,583	1,662,153	1,039,926	615,731	609,289
	当期純利益	1,032,416	1,252,140	593,288	477,572	463,284
残高	預金積金	473,291	510,591	519,802	509,162	514,732
	貸出金	229,229	231,183	234,386	236,668	230,235
	純資産額	25,895	23,582	24,297	21,349	21,763
	総資産額	577,334	586,070	594,296	576,471	572,345

業務粗利益

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
業務粗利益	4,911,446	3,315,035
資金利益	5,594,930	5,962,214
資金運用収益	6,169,825	6,949,027
資金調達費用	575,480	987,674
役務取引等利益	247,557	246,838
役務取引等収益	771,590	787,853
役務取引等費用	524,033	541,014
その他業務利益	△ 931,041	△ 2,894,017
その他業務収益	45,176	94,170
その他業務費用	976,217	2,988,188

業務純益

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	477,550	△ 1,009,240
実質業務純益	549,769	△ 1,067,505
コア業務純益	1,524,289	1,851,889
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,415,528	1,745,354

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(平均残高:百万円、利息:千円)

	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和6年度	584,683	6,169,825	1.05%
	令和7年度	573,558	6,949,027	1.21%
貸出金	令和6年度	234,699	3,252,327	1.38%
	令和7年度	234,520	3,540,407	1.50%
預け金	令和6年度	146,612	632,288	0.43%
	令和7年度	145,860	909,790	0.62%
有価証券	令和6年度	198,485	2,216,794	1.11%
	令和7年度	188,295	2,416,652	1.28%
資金調達勘定	令和6年度	561,143	575,480	0.10%
	令和7年度	550,449	987,674	0.17%
預金積金	令和6年度	513,923	481,849	0.09%
	令和7年度	511,860	896,691	0.17%
借入金	令和6年度	34,042	63,130	0.18%
	令和7年度	33,076	60,147	0.18%
債券貸借取引 受入担保金	令和6年度	13,429	28,832	0.21%
	令和7年度	5,690	29,019	0.50%

- 注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高
令和6年度 450百万円 令和7年度 452百万円
資金調達勘定は、金銭信託等運用見合額の平均残高
令和6年度 586百万円 令和7年度 506百万円
を、それぞれ控除しております。

受取利息と支払利息

●受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 22,191	494,355	472,163	△ 110,132	889,335	779,202
うち貸出金	18,006	80,748	98,754	△ 2,475	290,555	288,080
うち預け金	2,300	180,766	183,066	△ 3,235	280,737	277,502
うち有価証券	△ 40,659	230,530	189,870	△ 104,371	304,229	199,857
支払利息	△ 1,968	298,690	296,722	△ 3,743	415,937	412,194
うち預金積金	△ 462	262,941	262,479	△ 1,897	416,739	414,842
うち借入金	△ 1,423	8,407	6,984	△ 1,692	△ 1,289	△ 2,982

注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分しております。

利益率等

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.10%	0.10%
総資産当期純利益率	0.08%	0.07%
業務粗利益率	0.84%	0.57%
預貸率（期末）	46.48%	44.72%
〃（期中）	45.66%	45.81%
預証率（期末）	36.08%	33.98%
〃（期中）	38.62%	36.78%
資金運用利回	1.05%	1.21%
資金調達原価率	0.88%	0.98%
総資金利鞘	0.17%	0.23%

為替事務 内国為替取扱実績

	送金・振込為替		代金取立	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
仕向為替	465,926	458,868	2	2
被仕向為替	505,200	525,011	171	185

(単位:百万円)

総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$
 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

役員数・職員の状況

役員数

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
役員数	12	12	13	13	13
うち常勤役員数	7	7	8	8	7

(単位:人)

職員の状況

	令和4年3月末			令和5年3月末			令和6年3月末			令和7年3月末			令和8年3月末		
	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	職員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男	224	42.5	17.8	219	43.4	18.7	225	43.3	18.4	219	43.2	18.4	213	42.8	18.3
女	170	41.3	16.7	175	41.3	16.7	172	41.3	16.6	172	41.7	16.8	169	41.5	16.5
計	394	42.0	17.3	394	42.5	17.8	397	42.5	17.6	391	42.5	17.8	382	42.3	17.4

子会社等

会社名	高松信友株式会社	設立年月日	昭和40年12月1日
所在地	高松市瓦町1丁目9番地2	資本金	10百万円
主要業務内容	ビル総合管理	当金庫議決権比率	100.00%

注) 連結の範囲に関する重要性の判断により、連結対象外としております。

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払額

区分	支払総額(単位:百万円)
対象役員に対する報酬等	127

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。2. 左記の内訳は、「基本報酬」110百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項4号および6号ならびに第3条1項4号および6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

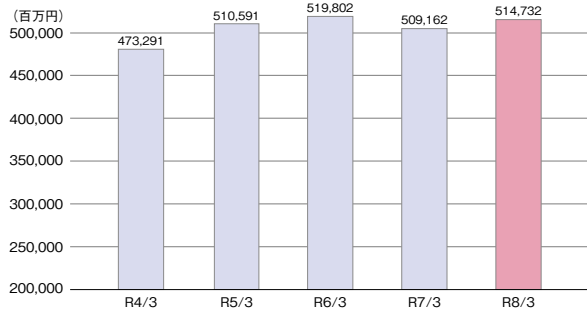
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金・預り資産の状況

預金には、積金、譲渡性預金を含んでおります（令和3年度～令和7年度中の譲渡性預金のお預かりはございません）。

預金残高の推移



役職員一人当たり・一店舗当り預金残高

	令和7年3月末	令和8年3月末
役職員一人当たり預金残高	1,276	1,323
一店舗当り預金残高	16,424	16,604

* 役職員数389名 店舗数31店舗

預金者別預金残高・構成比・対前年増減額

	令和7年3月末		令和8年3月末		
	残高	構成比	残高	増減額	構成比
個人	406,170	79.8%	404,734	△ 1,436	78.6%
法人	79,990	15.7%	81,722	1,732	15.9%
金融機関	421	0.1%	410	△ 11	0.1%
公金	22,579	4.4%	27,865	5,286	5.4%
合計	509,162	100.0%	514,732	5,570	100.0%
(会員)	153,367	30.1%	152,353	△ 1,014	29.6%
(会員外)	355,795	69.9%	362,379	6,584	70.4%

財形貯蓄残高

	令和7年3月末	令和8年3月末
一般財形	26	18
財形年金貯蓄	31	27
財形住宅貯蓄	10	5
合計	68	51

定期預金残高

	令和7年3月末	令和8年3月末
定期預金	251,420	257,049
固定金利定期預金	244,309	250,692
変動金利定期預金	7,110	6,356
その他	0	0

預金科目別平均残高・構成比・対前年増減額

	令和6年度		令和7年度		
	平均残高	構成比	平均残高	増減額	構成比
流動性預金	245,392	47.7%	245,385	△ 7	47.9%
当座預金	6,607	1.3%	6,141	△ 466	1.2%
普通預金	235,968	45.9%	236,425	457	46.2%
貯蓄預金	1,231	0.2%	1,181	△ 50	0.2%
通知預金	194	0.0%	193	△ 1	0.0%
別段・納税準備預金	1,391	0.3%	1,442	51	0.3%
定期性預金	268,531	52.3%	266,475	△ 2,056	52.1%
定期預金	256,519	50.0%	255,492	△ 1,027	49.9%
固定金利	249,051	48.5%	248,853	△ 198	48.6%
変動金利	7,466	1.5%	6,693	△ 773	1.3%
その他	0	0.0%	0	0	0.0%
定期積金	12,012	2.3%	10,927	△ 1,085	2.1%
合計	513,923	100.0%	511,860	△ 2,063	100.0%

預り資産取扱いの残高推移

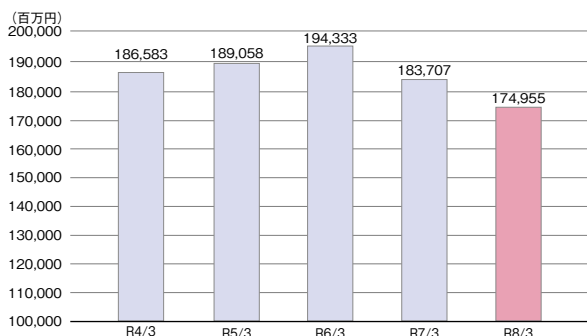
預り資産とは、公共債、投資信託、生保窓販商品をいいます。当金庫の取扱残高の推移は次のとおりです。

	公共債	投資信託	生保窓販商品	合計
令和6年3月末	742	10,112	18,674	29,528
令和7年3月末	1,194	9,595	22,110	32,899
令和8年3月末	2,139	10,742	23,676	36,557

注) 公共債は個人向け国債を含む国債全般の残高、投資信託は89種類の時価評価額残高、生保窓販商品は一時払個人年金と一時払終身保険の残高です。

有価証券の状況

有価証券残高の推移



有価証券の種類別の平均残高

	令和6年度	令和7年度
国債	25,252	23,853
地方債	11,615	16,229
短期社債	3,848	0
社債	80,171	76,649
株式	3,576	4,054
外国証券	43,464	38,777
その他の証券	30,557	28,731
合計	198,485	188,295

注) 上記の「その他の証券」は投資信託等です。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位:百万円)

	令和7年3月末									令和8年3月末								
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期限の定めのないもの	合 計		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期限の定めのないもの	合 計	
国 債	1,305	—	197	928	2,757	16,722	—	21,911		—	303	697	576	3,950	12,506	—	18,035	
地 方 債	1,012	988	1,633	1,747	5,476	2,237	—	13,095		503	1,802	2,908	1,405	9,244	2,587	—	18,451	
社 債	4,873	16,579	21,428	9,871	5,444	15,432	—	73,630		5,856	19,571	21,040	5,640	6,247	12,102	—	70,459	
株 式	—	—	—	—	—	—	6,198	6,198		—	—	—	—	—	—	6,754	6,754	
外 国 証 券	3,244	10,569	8,846	8,055	4,529	4,746	—	39,991		5,604	9,680	6,618	4,221	4,479	2,976	—	33,581	
そ の 他	307	2,209	3,061	2,925	3	1,251	19,121	28,880		306	1,722	2,192	1,113	472	440	21,422	27,672	

注) 上記の「その他」は投資信託等です。

有価証券の時価等情報

1.満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和7年3月末			令和8年3月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	303	304	0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	303	304	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	3,740	3,548	△ 191	5,254	4,758	△ 495
	地 方 債	6,238	5,954	△ 284	12,083	11,113	△ 970
	社 債	2,852	2,698	△ 154	4,418	4,009	△ 409
	そ の 他	200	195	△ 4	200	188	△ 11
	小 計	13,031	12,396	△ 634	21,957	20,070	△ 1,886
合 計		13,031	12,396	△ 634	22,261	20,374	△ 1,886

注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は外国証券です。

2.その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和7年3月末			令和8年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,927	3,722	2,205	6,620	3,859	2,760
	債 券	12,826	12,651	175	4,389	4,309	79
	国 債	2,133	2,121	11	0	0	0
	地 方 債	1,396	1,383	13	328	316	11
	社 債	4,100	4,088	11	600	600	0
	そ の 他	5,195	5,057	138	3,460	3,393	67
	そ の 他	12,368	11,413	955	14,332	13,144	1,188
	小 計	31,122	27,786	3,336	25,341	21,314	4,027
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	229	252	△ 22	93	98	△ 5
	債 券	122,771	131,566	△ 8,794	113,877	124,187	△ 10,309
	国 債	16,037	19,439	△ 3,401	12,476	16,412	△ 3,935
	地 方 債	5,460	5,867	△ 407	6,039	6,731	△ 691
	社 債	66,677	70,145	△ 3,468	65,440	69,530	△ 4,090
	そ の 他	34,596	36,113	△ 1,517	29,920	31,512	△ 1,592
	そ の 他	16,379	18,499	△ 2,119	13,216	14,494	△ 1,278
	小 計	139,380	150,318	△ 10,937	127,187	138,781	△ 11,593
合 計		170,503	178,104	△ 7,601	152,529	160,095	△ 7,565

注) 1. 貸借対照表計上額は期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は投資信託です。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

3.市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	令和7年3月末	令和8年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	0	0
非 上 場 株 式	40	40
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	2,954	2,954
組 合 出 資 金	131	123
合 計	3,127	3,119

外貨建外国証券残高

該当ございません。

公共債引受額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
政 保 債	—	—

金銭の信託の時価等情報

(単位:百万円)

令和6年度				令和7年度			
貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
—	—	—	—	—	—	—	—

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
長 期 利 付 国 債	—	—
中 期 利 付 国 債	—	—
個 人 向 け 国 債	593	1,177
合 計	593	1,177

商品有価証券

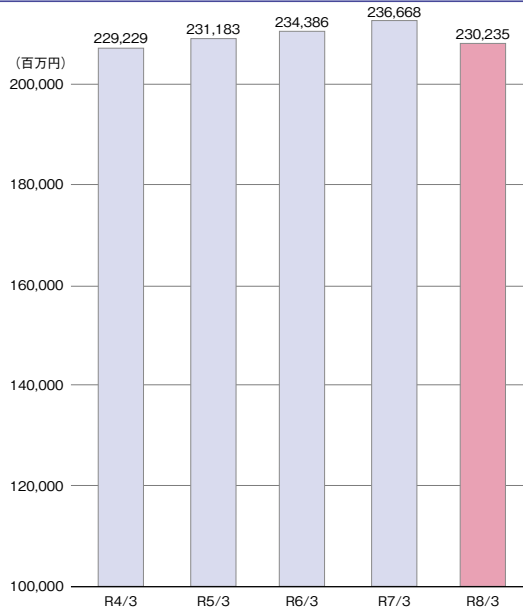
該当ございません。

デリバティブ

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引は該当ございません。

貸出金等の状況

貸出金残高の推移



貸出金残高については、前期比6,433百万円減少しております。貸出金業種別残高では、電気・ガス・熱供給・水道業や運輸業・郵便業への融資が増加しており、地方公共団体、不動産業、サービス業、建設業、製造業への融資は減少しております。また、個人向け融資は、住宅ローン、消費者ローンともに減少しております。

当金庫は今後とも引き続き、地元企業には良質な資金提供を行うとともに、住宅ローンおよび消費者ローンを通じて個人向けの資金を提供してまいります。

役職員一人当たり・一店舗当り貸出金残高

(単位:百万円)

	令和7年3月末	令和8年3月末
役職員一人当たり貸出金残高	593	591
一店舗当り貸出金残高	7,634	7,426

貸出金科目別平均残高・構成比・対前年増減額

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度		
	平均残高	構成比	平均残高	増減額	構成比
割引手形	740	0.3%	543	△ 197	0.2%
手形貸付	10,905	4.7%	9,163	△ 1,742	3.9%
証書貸付	210,102	89.5%	211,700	1,598	90.3%
当座貸越	12,951	5.5%	13,112	161	5.6%
合計	234,699	100.0%	234,520	△ 179	100.0%

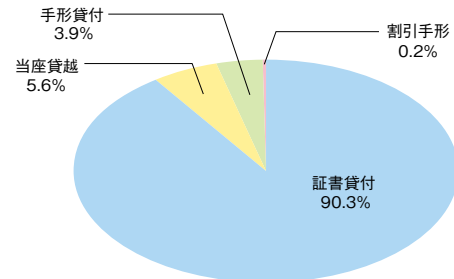
消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和7年3月末	令和8年3月末
消費者ローン	13,561	13,529
住宅ローン	42,182	41,940

貸出金科目別平均残高構成比

(令和7年度)



貸出金・債務保証見返担保別内訳

(単位:百万円)

	令和7年3月末	令和8年3月末
貸出金残高	236,668	230,235
当金庫預金積金	3,667	3,364
有価証券	17	24
動産	—	—
不動産	46,575	44,427
その他	—	—
保証協会・信用保険	62,288	61,301
保証証	22,400	22,053
信用	101,718	99,064
債務保証見返額	2,671	2,298
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	362	332
その他	—	—
保証協会・信用保険	—	—
保証証	—	—
信用	2,309	1,966

不良債権のオフ・バランス化

当金庫は不良債権化した貸出金等を貸借対照表から直接控除するオフ・バランス化を積極的に推進しています。令和7年度にオフ・バランス化した不良債権額は145百万円で、その内訳は次のとおりです。

(単位:百万円)

直接償却額	—
部分直接償却額	145
合計	145

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

	令和7年3月末		令和8年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
製 造 業	11,651	4.9%	11,127	4.8%
農 業 ・ 林 業	676	0.3%	619	0.3%
漁 業	15	0.0%	45	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	15	0.0%	13	0.0%
建 設 業	16,221	6.9%	15,389	6.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	17	0.0%	193	0.1%
情 報 通 信 業	625	0.3%	513	0.2%
運 輸 業 ・ 郵 便 業	4,360	1.8%	4,520	2.0%
卸 売 業 ・ 小 売 業	17,622	7.4%	17,264	7.5%
金 融 業 ・ 保 険 業	10,363	4.4%	10,105	4.4%
不 動 産 業	42,904	18.1%	41,223	17.9%
物 品 賃 貸 業	1,508	0.6%	1,567	0.7%
学術研究・専門・技術サービス業	1,565	0.7%	1,449	0.6%
宿 泊 業	2,327	1.0%	2,134	0.9%
飲 食 業	4,160	1.8%	4,045	1.8%
生活関連サービス業・娯楽業	2,731	1.2%	2,615	1.1%
教 育 ・ 学 習 支 援 業	1,308	0.6%	1,241	0.5%
医 療 ・ 福 祉	6,009	2.5%	5,742	2.5%
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	13,533	5.7%	13,240	5.8%
小 計	137,619	58.1%	133,053	57.8%
地 方 公 共 団 体	41,129	17.4%	39,430	17.1%
個人(住宅・消費・納税資金)	57,919	24.5%	57,751	25.1%
合 計	236,668	100.0%	230,235	100.0%
(会 員)	177,939	75.2%	173,546	75.4%
(会 員 外)	58,728	24.8%	56,689	24.6%

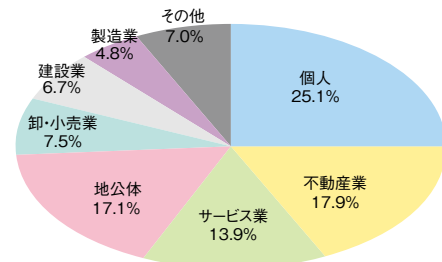
代理貸付残高内訳

(単位:百万円)

	令和7年3月末		令和8年3月末	
	債務保証比率	残高	債務保証比率	残高
信金中央金庫	100%	2,612	100%	2,184
日本政策金融公庫	20%・50%・80%	52	20%・50%・80%	52
住宅金融支援機構	0%	4,753	0%	4,414
福祉医療機構	20%・100%	6	20%・100%	4
そ の 他		23		22
合 計		7,448		6,677

貸出金業種別構成比

(令和8年3月末)



貸出金固定金利と変動金利区分

(単位:百万円)

	令和7年3月末	令和8年3月末
固 定 金 利 貸 出 残 高	200,298	185,536
変 動 金 利 貸 出 残 高	36,369	44,699
貸 出 残 高 合 計	236,668	230,235

貸出金使途別内訳

(単位:百万円)

	令和7年3月末		令和8年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
設 備 資 金	106,610	45.0%	103,720	45.0%
運 転 資 金	130,057	55.0%	126,515	55.0%

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	令和6年3月末	令和7年3月末		令和8年3月末	
	残高	残高	増減額	残高	増減額
一般貸倒引当金	534	606	72	548	△ 58
個別貸倒引当金	4,119	3,147	△ 971	3,218	70
合 計	4,653	3,754	△ 898	3,767	12

貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	70	31

不良債権の開示について

不良債権の開示については、平成10年度より「信用金庫法」によって義務付けられた「リスク管理債権」と、平成11年度より「金融再生法」によって義務付けられた「金融再生法開示債権」がありました。

令和3年度より、信用金庫法上の「リスク管理債権」の開示に関する規定の改正に基づき、「開示対象債権の範囲」や「開示の区分」を「金融再生法開示債権」に合わせることで、実質的な開示の一本化が図られました。

また、本改正により、信用金庫法および金融再生法における「開示対象債権の範囲」に関して、破産更生債権およびこれらに準ずる債権・危険債権・正常債権が「総与信」に統一されました（「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」（＝金融再生法上の「要管理債権」）は従前どおり貸出金のみ）。

当金庫では、平成12年度より不良債権の査定基準を見直し、より厳しく適用することで資産の健全化を図ることとしています。今後とも積極的に不良債権を開示し透明性を高めるとともに、不良債権の最終処理に努めてまいります。

信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況について

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和6年度	2,255	2,255	1,708	547	100.00%	100.00%
	令和7年度	2,376	2,376	1,782	594	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和6年度	10,607	9,947	7,654	2,293	93.78%	77.65%
	令和7年度	11,223	10,572	8,307	2,265	94.20%	77.69%
要 管 理 債 権	令和6年度	345	316	296	20	91.40%	40.27%
	令和7年度	184	160	148	12	87.29%	34.06%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	345	316	296	20	91.40%	40.27%
	令和7年度	184	160	148	12	87.29%	34.06%
小 計 (A)	令和6年度	13,209	12,519	9,658	2,860	94.78%	80.57%
	令和7年度	13,784	13,110	10,238	2,872	95.11%	80.99%
正 常 債 権 (B)	令和6年度	226,851					
	令和7年度	219,319					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和6年度	240,060					
	令和7年度	233,104					

- 注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)です。

信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の状況

当金庫では、常日頃より健全経営を心掛け、資産全般について定期的に自己査定を実施し、リスク管理債権の発生防止に努めております。また、期中に発生した不良債権に対しては貸倒引当金を積むなど、充分な引当処理を行い万全の対応を図っております。

令和7年度の信用金庫法および金融再生法による不良債権額は575百万円の増加となり、不良債権比率は前年比0.41ポイント上昇し5.91%となりました。ただし、保全率は95.11%と高い安全性を確保しております。

《自己査定》

資産の自己査定とは、金融機関が自らの責任で特定の基準日を定め、当該基準日において保有しているすべての資産を回収の危険性または価値の毀損の度合いに従って査定区分することです。

具体的にはⅠ分類(非分類)、Ⅱ分類、Ⅲ分類およびⅣ分類の4段階の分類区分となっています。

《貸出金の直接償却と間接償却》

直接償却とは、貸出金の切り捨てや債権放棄によって対象となる不良債権の額を貸借対照表から控除することです。

間接償却とは、対象となる不良債権を資産として残したまま、「個別貸倒引当金勘定」に必要な額を積み立てるものです。

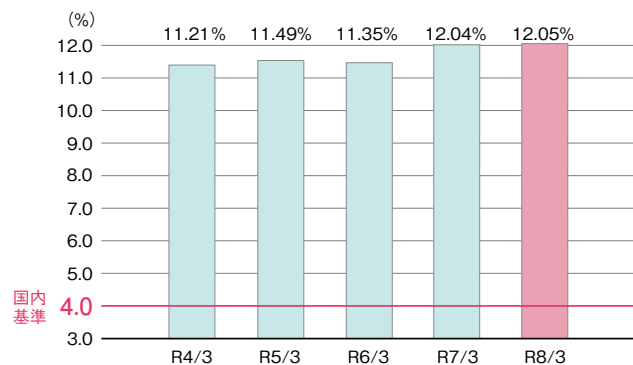
なお、不良債権が完全に回収不能となった時点で「個別貸倒引当金勘定」から相当額を払い出し、貸借対照表から控除します。

《分類区分と分類の定義》

分類区分	分類の定義
Ⅰ分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産(以下のⅡ分類、Ⅲ分類およびⅣ分類以外の債権等の資産である)。
Ⅱ分類	債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産。
Ⅲ分類	最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産。ただし、Ⅲ分類については、金融機関にとって損失額の推計がまったく不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積ることが適当とされるもの。
Ⅳ分類	回収不可能または無価値と判定される資産(その資産が絶対的に回収不可能または無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収がありうるとしても、基本的に査定基準日において回収不可能または無価値と判定できる資産である)。

単体自己資本比率（国内基準）

■自己資本比率の推移



■当金庫の自己資本比率について

当金庫の自己資本比率は、令和8年3月末12.05%と国内基準である4%を大きく上回っています。

なお、自己資本比率の算出については、平成25年度より新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に基づいて算出しています。

■自己資本調達手段の概要

自己資本額は、「コア資本に係る基礎項目」から「コア資本に係る調整項目」を減算し、算出します。「コア資本に係る基礎項目」は、会員の皆様から受け入れた出資金や毎期の利益の積み重ねである利益剰余金などにより構成されます。また、「コア資本に係る調整項目」は、一般的に損失吸収力に乏しいと考えられる資産、金融機関間でのリスクの連鎖を防止する観点から保有を抑制する必要があると考えられる資産などにより構成されます。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えています。

《自己資本比率》

バーゼル銀行監督委員会の合意に基づく自己資本比率規制では、市場規律の実効性の向上を狙いとした自己資本の充実度に関する情報開示が求められており、直面する各種リスクをより精緻に計測・把握することで、金融機関のリスク管理態勢の向上を促す内容となっています。

自己資本比率は18Pの「(1) 自己資本の構成に関する開示事項」の表から算出しますが、国内でのみ営業を行う信用金庫の場合、最低自己資本比率4%を満たす必要があります。

《リスク・アセット》

リスク（危険性）のある資産ということですが、貸出金や有価証券を始めとする保有資産に対し当局が定めた危険度（リスク・ウェイト）をそれぞれの資産毎に掛け合わせてリスク・アセットを算出します。例えば、国債はリスク・ウェイト0%、金融債はリスク・ウェイト20%というようになっています。

《オン・バランス取引とオフ・バランス取引》

オン・バランス取引とは、貸借対照表上に計上されている取引のことをいいます。逆に、貸借対照表上に計上されていない取引のことをオフ・バランス取引といいます。オフ・バランス取引の例としては通貨、金利等の先物取引、オプション取引、スワップ取引等があります。

単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,278	26,676
うち、出資金および資本剰余金の額	1,862	1,834
うち、利益剰余金の額	24,453	24,879
うち、外部流出予定額(△)	37	36
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	606	548
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	606	548
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	26,884	27,225
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	99	100
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	99	100
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	51	45
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	151	145
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)(ハ))	26,733	27,079
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	211,883	213,930
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,051	10,751
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	221,935	224,682
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.04%	12.05%

注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準金庫であります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計				
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	211,883	8,475	213,930	8,557
現金	190,317	7,612	191,050	7,642
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	420	16	450	18
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	125	5	145	5
我が国の政府関係機関向け	1,009	40	968	38
地方三公社向け	377	15	297	11
金融機関および第一種金融商品取引業者および保険会社向け	29,640	1,185	30,586	1,223
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	641	25	621	24
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	59,075	2,363	55,600	2,224
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	23,318	932	22,515	900
トランザクター向け	915	36	904	36
不動産関連向け	46,776	1,871	46,325	1,853
自己居住用不動産等向け	14,205	568	13,735	549
賃貸用不動産向け	22,244	889	21,793	871
事業用不動産関連向け	9,472	378	9,981	399
その他不動産関連向け	854	34	814	32
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	5,997	239	6,247	249
延滞等向け	4,527	181	4,893	195
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	804	32	823	32
取立未済手形	19	0	16	0
信用保証協会等による保証付	932	37	1,255	50
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	4,150	166	5,362	214
上記以外	13,142	525	15,562	622
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,754	150	5,252	210
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,376	135	3,325	133
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,170	46	1,189	47
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	900	36
上記以外のエクスポージャー	4,841	193	4,894	195
② 証券化エクスポージャー	89	3	53	2
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	89	3	53	2
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	21,475	859	22,826	913
ルック・スルー方式	21,475	859	22,826	913
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,051	402	10,751	430
BI	6,701		7,167	
BIC	804		860	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額および単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	221,935	8,877	224,682	8,987

注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本=単体リスク・アセットの合計額 (単体自己資本比率の分母の額) × 4%

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

①リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましても、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、モンテカルロシミュレーションを活用して、VaRを算出し、信用リスクの計量化を図っています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、融資委員会やALM委員会が協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議といった経営陣に対し報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」、「貸出資産査定事務取扱要領」、「償却・引当規程」および「与信償却引当マニュアル」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の3つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

◎ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク ◎ (株) 格付投資情報センター ◎ (株) 日本格付研究所

貸出金については、適格格付機関の利用はしていません。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
		貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
地域区分	内	516,338	520,681	248,466	241,825	115,877	115,652	—	—	13,310	13,802
業種区分	外	41,370	35,105	—	—	41,370	35,105	—	—	—	—
期間区分											
地 域 別 合 計		557,708	555,787	248,466	241,825	157,248	150,758	—	—	13,310	13,802
製 造 業		45,866	43,055	12,999	12,363	30,799	28,619	—	—	1,099	1,343
農 業 ・ 林 業		961	921	961	921	—	—	—	—	142	150
漁 業		160	288	60	88	100	200	—	—	1	0
鉱業・採石業・砂利採取業		315	313	15	13	300	300	—	—	—	—
建 設 業		21,884	21,093	18,068	17,369	3,500	3,450	—	—	2,199	1,990
電気・ガス・熱供給・水道業		8,685	8,912	22	194	8,399	8,499	—	—	—	—
情 報 通 信 業		4,005	2,860	846	728	2,300	1,600	—	—	103	140
運 輸 業 ・ 郵 便 業		14,940	15,953	4,656	4,844	10,001	10,801	—	—	344	504
卸 売 業 ・ 小 売 業		26,021	24,707	19,166	18,756	6,437	5,705	—	—	1,779	1,951
金 融 業 ・ 保 険 業		184,211	192,919	10,600	10,376	29,830	27,033	—	—	2	28
不 動 産 業		53,457	50,308	45,553	43,735	7,857	6,417	—	—	1,109	1,018
物 品 賃 貸 業		1,624	1,682	1,624	1,682	—	—	—	—	16	15
学術研究、専門・技術サービス業		1,819	1,685	1,819	1,685	—	—	—	—	99	84
宿 泊 業		2,380	2,177	2,380	2,177	—	—	—	—	610	580
飲 食 業		5,503	5,513	5,103	5,013	400	500	—	—	956	1,021
生活関連サービス業・娯楽業		3,816	3,669	3,766	3,669	50	—	—	—	357	377
教 育 ・ 学 習 支 援 業		1,359	1,402	1,359	1,402	—	—	—	—	537	541
医 療 ・ 福 祉		6,544	6,243	6,544	6,243	—	—	—	—	1,066	1,012
そ の 他 の サ ー ビ ス		15,836	15,039	14,649	14,431	1,119	532	—	—	937	912
国・地方公共団体等		97,301	96,553	41,149	39,453	56,152	57,099	—	—	—	—
個 人		57,118	56,672	57,118	56,672	—	—	—	—	1,946	2,129
そ の 他		3,894	3,813	0	1	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		557,708	555,787	248,466	241,825	157,248	150,758	—	—	13,310	13,802
1 年 以 下		69,427	77,376	25,405	25,330	10,443	12,003	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		74,923	81,778	20,670	19,640	28,438	31,928	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		60,281	85,768	19,139	30,088	33,041	32,604	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		76,195	42,403	33,230	22,708	21,628	12,691	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		72,941	75,050	45,760	43,192	18,678	24,738	—	—		
1 0 年 超		166,572	154,792	98,427	95,000	45,018	36,791	—	—		
期間の定めのないもの		37,365	38,618	5,831	5,864	—	—	—	—		
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		557,708	555,787	248,466	241,825	157,248	150,758	—	—		

注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央精算機関関連および有価証券等による担保提供に係るエクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. エクスポージャー期末残高は、個別貸倒引当金等の控除前を記載しています。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	534	72	—	—	606
	令和7年度	606	△ 58	—	—	548
個別貸倒引当金	令和6年度	3,869	454	1,005	477	2,840
	令和7年度	2,840	441	179	242	2,859
合 計	令和6年度	4,404	526	1,005	477	3,447
	令和7年度	3,447	382	179	242	3,408

注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	552	370	29	121	194	57	16	33	370	401	—	8
農 業 ・ 林 業	91	80	—	15	—	—	10	16	80	79	—	—
漁 業	—	1	1	—	—	1	—	0	1	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	142	172	67	19	15	35	22	37	172	118	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	0	24	24	—	—	—	0	2	24	22	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	111	25	2	0	48	2	39	0	25	23	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	826	333	16	64	414	4	95	15	333	377	12	13
金 融 業 ・ 保 険 業	—	—	—	14	—	—	—	—	—	14	—	—
不 動 産 業	207	212	83	39	16	21	62	41	212	188	18	4
物 品 貸 賃 業	—	1	1	—	—	—	—	0	1	1	—	—
各 種 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	15	5	2	0	11	—	1	1	5	4	—	—
宿 泊 業	657	364	—	—	112	—	181	18	364	346	16	—
飲 食 業	166	177	25	38	7	4	7	17	177	194	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	81	75	1	3	—	1	7	3	75	73	—	0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	214	210	0	23	—	—	4	0	210	233	—	—
医 療 ・ 福 祉	299	428	131	51	—	1	2	5	428	473	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	256	205	64	21	100	47	15	29	205	149	23	4
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	240	147	41	31	85	3	49	21	147	154	—	—
そ の 他	5	3	—	—	—	—	1	1	3	2	—	—
合 計	3,869	2,840	454	441	1,005	179	477	242	2,840	2,859	70	31

注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,663	—	3,663	—	—	0%
我が国の中央政府および中央銀行向け	51,279	26,400	51,279	26,400	—	0%
外国の中央政府および中央銀行向け	2,146	—	2,146	—	420	20%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	58,394	—	58,394	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,600	—	1,600	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,050	—	1,050	—	125	12%
我が国の政府関係機関向け	10,092	—	10,092	—	1,009	10%
地方三公社向け	1,888	—	1,888	—	377	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	142,249	—	142,249	—	29,640	21%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	3,207	—	3,207	—	641	20%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	104,032	7,868	102,530	2,111	59,075	56%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	40,659	83,965	36,555	4,130	23,318	57%
トランザクター向け	—	71,835	—	2,566	915	36%
不動産関連向け	77,791	184	76,765	184	46,776	61%
自己居住用不動産等向け	38,365	—	38,194	—	14,205	37%
賃貸用不動産向け	28,474	114	28,108	114	22,244	79%
事業用不動産関連向け	9,520	4	9,102	4	9,472	104%
その他不動産関連向け	1,430	64	1,358	64	854	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	5,997	—	5,997	—	5,997	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	4,506	298	4,360	28	4,527	103%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,365	—	1,334	—	804	60%
取立未済手形	95	—	95	—	19	20%
信用保証協会等による保証付	30,765	8	30,765	0	932	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	4,150	—	4,150	—	4,150	100%
合計					177,174	

注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した額のことです。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和7年度					
現金	3,605	—	3,605	—	—	0%
我が国の中央政府および中央銀行向け	45,605	26,400	45,605	26,400	—	0%
外国の中央政府および中央銀行向け	2,230	—	2,230	—	450	20%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	62,342	—	62,342	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,377	—	1,377	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,253	—	1,253	—	145	12%
我が国の政府関係機関向け	9,680	—	9,680	—	968	10%
地方三公社向け	1,488	—	1,488	—	297	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	151,681	—	151,681	—	30,586	20%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	3,107	—	3,107	—	621	20%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	99,515	8,361	97,850	2,034	55,600	56%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	40,038	84,987	36,176	3,890	22,515	56%
トランザクター向け	—	70,649	—	2,524	904	36%
不動産関連向け	76,111	141	75,169	141	46,325	62%
自己居住用不動産等向け	37,739	—	37,587	—	13,735	37%
賃貸用不動産向け	27,360	82	27,004	82	21,793	80%
事業用不動産関連向け	9,628	2	9,268	2	9,981	108%
その他不動産関連向け	1,383	55	1,309	55	814	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	4,997	—	4,997	—	6,247	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	4,619	360	4,513	48	4,893	107%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,463	—	1,433	—	823	57%
取立未済手形	81	—	81	—	16	20%
信用保証協会等による保証付	28,620	10	28,620	1	1,255	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	4,125	—	4,125	—	5,362	130%
合計					175,487	

注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した額のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	3,663	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	77,679	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	946	—	—	600	—	—	—	—	—	—	—	—	600	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	58,394	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	850	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	10,092	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	1,888	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	137,531	—	—	—	—	—	1,300	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	3,207	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	19,601	—	—	—	—	—	400	—	—	50,359	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,566	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,566	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,650	1,190	6,211	4	2,021	—	1,804	—	3,418	2,382	—	3,483	5
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,650	1,190	3,010	4	—	—	1,804	—	—	2,382	—	—	5
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,201	—	2,021	—	—	—	3,418	—	—	2,060	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,423	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	708	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	21,444	9,321	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	163,730	20,263	—	161,567	1,190	6,211	4	2,021	—	3,505	—	5,984	54,050	—	3,483	5

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,663	
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77,679	
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,146	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58,394	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,600	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,050	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,092	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,888	
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,117	—	—	—	142,249	
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,207	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	699	3,971	—	21,463	—	—	8,145	—	—	—	—	—	—	—	—	104,641	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向けおよび個人向け	—	36,904	—	—	—	—	1,215	—	—	—	—	—	—	—	—	40,686	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,566	
不動産関連向け	29,296	2,234	—	—	851	—	—	15,282	6,704	—	—	406	—	—	—	76,950	
自己居住用不動産等向け	28,050	95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38,194	
賃貸用不動産向け	—	2,138	—	—	—	—	—	15,282	—	—	—	101	—	—	—	28,223	
事業用不動産関連向け	1,245	—	—	—	851	—	—	—	6,704	—	—	305	—	—	—	9,107	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,423	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,997	—	—	—	5,997	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	1,451	—	—	—	—	2,230	—	—	—	4,389	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,334	—	—	—	—	—	—	—	—	1,334	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,766	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	4,149	—	—	4,150	
合計	30,296	43,111	—	21,463	851	—	12,147	15,282	6,704	—	—	11,752	4,149	—	—	567,777	

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとならびにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	3,605	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	72,005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	730	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	62,342	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,377	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,053	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	9,680	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	1,488	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	148,265	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	3,107	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	20,887	—	—	—	—	—	200	—	—	46,345	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	—	7	—	12,384	—	—	—	—	—	—	—	1,599	1,255	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	925	—	—	—	—	—	—	—	1,599	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	18,702	610	4,476	4	1,948	—	773	—	2,825	10,710	—	3,210	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	18,690	610	1,454	4	—	—	773	—	—	10,710	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,021	—	1,948	—	—	—	2,825	—	—	1,856	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,354	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	396	—	—	—	—	—	—	—	—	594	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	506	—	—	—	—	—	—	—	—	408	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	81	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	16,066	12,555	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	156,129	23,296	—	204,411	610	4,476	4	1,948	—	1,974	—	4,425	59,814	—	3,210	—

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和7年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,605	
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72,005	
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,230	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,342	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,377	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,253	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,680	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,488	
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,315	—	—	—	151,681	
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,107	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	400	2,906	—	20,230	—	—	8,414	—	—	—	—	—	—	—	—	99,884	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向けおよび個人向け	—	24,516	—	—	—	—	303	—	—	—	—	—	—	—	—	40,066	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,524	
不動産関連向け	6,461	1,805	—	—	720	—	—	15,592	6,392	—	—	1,076	—	—	—	75,311	
自己居住用不動産等向け	5,291	51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37,587	
賃貸用不動産向け	—	1,754	—	—	—	—	—	15,592	—	—	—	87	—	—	—	27,086	
事業用不動産関連向け	1,169	—	—	—	720	—	—	—	6,392	—	—	988	—	—	—	9,271	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,365	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,997	—	—	—	4,997	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,894	—	—	—	4,562	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,666	—	—	—	—	—	—	—	—	1,433	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	518	—	—	—	—	—	—	—	—	81	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,621	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,125	—	—	4,125	
合計	6,961	29,239	—	20,230	720	—	10,902	15,592	6,392	—	—	10,284	4,125	—	—	564,750	

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	355,397	37,896	73%	382,810
40%～70%	81,699	62,397	10%	83,154
75%	33,737	10,194	19%	31,109
80%	—	—	—	—
85%	21,644	3,939	25%	21,387
90%～100%	11,293	4,279	28%	11,987
105%～130%	22,481	6	100%	21,987
150%	11,326	10	10%	11,191
250%	4,149	—	—	4,149
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	541,729	118,725	33%	567,777

(単位：百万円、%)

令和7年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	363,519	37,665	73.134%	390,877
40%～70%	74,922	61,512	10.140%	76,385
75%	31,873	12,298	15.578%	29,239
80%	—	—	—	—
85%	20,757	3,812	23.010%	20,230
90%～100%	10,818	4,954	24.975%	11,623
105%～130%	22,353	7	100.000%	21,984
150%	10,470	9	10.000%	10,284
250%	4,125	—	—	4,125
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	538,840	120,260	31.450%	564,750

注) 1.「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置であり、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しています。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「規程」および「担保評価要領」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当致します。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、自金庫預金積金、上場株式、保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人農林漁業信用基金、その他の保証会社（ジャックス・しんきん保証基金・全国保証・三井住友カード・オリックス・ドコモファイナンス・アイフル・クレディセゾン・オリエンコーポレーション・四国総合信用等）の格付に応じたリスク・ウェイトを適用しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,180	9,035	42,987	43,549	—	—

注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家ならびにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて資金運用委員会ならびに資金運用小委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、個別案件ごとに十分な検討を行い、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えています。

② 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

③ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

④ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の3機関を採用することとしています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ○(株)格付投資情報センター ○(株)日本格付研究所

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	511	—	298	—
(i) カードローン	402	—	243	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	108	—	54	—

b. 再証券化エクスポージャー 該当ございません。

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%~50%未満	511	—	298	—	3	—	2	—
50%~100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%~250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%~400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%~1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	511	—	298	—	3	—	2	—

注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー 該当ございません。

(6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、各種リスクの分析を実施し、定期的に経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、個別に十分な検討を行い適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	6,152	6,152	6,709	6,709
非 上 場 株 式 等	3,134	3,134	3,125	3,125
合 計	9,287	9,287	9,834	9,834

注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 非上場株式等には、信金中金出資金等を含んでおります。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	2,182	2,754

ロ. 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
売 却 益	313	2,039
売 却 損	—	—
償 却	—	0

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	エクスポージャー	リスク・アセット	エクスポージャー	リスク・アセット
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	29,913	21,475	27,639	22,826
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
フォール・バック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—	—	—

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。オペレーショナル・リスクに含まれるリスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」の6つのリスクに分類し、確実にリスクを認識・評価する態勢となっています。

また、これらのリスクについて各種委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しています。

②BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。

③ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、「1」を使用しています。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当事項はございません。

⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当事項はございません。

(9) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV、VaR)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

②金利リスク(IRRBB)の算定手法の概要

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法およびその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は考慮していません。
複数の通貨の集計方法およびその前提	当金庫は円貸建の資産および負債のみを保有しています。
スプレッドに関する前提	割引金利間の相関や割引金利のリスクフリー・レートに対する追従は考慮していません。
内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用していません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	変更ありません。

③IRRBB:金利リスク

(単位:百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和7年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和6年度末
1	上方パラレルシフト	11,011	13,269	206	387
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	8,986	10,698		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	11,011	13,269	206	387
8	自己資本の額	令和7年度 27,079		令和6年度 26,733	

注) 金融庁告示により、△EVEは金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものを計上しております。
同じく△NIIは金利ショックに対する金利収益の減少額として計測されるものを計上しております。